

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第一号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「異なる」を「異なる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 委託（前号に掲げるもののほか、庁舎、公園、道路及び河川の維持管理、測量、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の規定による一時保護及び同法第三十三条の六第一項の規定による児童自立生活援助事業並びに健康診査に係るもの、第六十条第一項第二号に規定する経費に係るもの並びに第一百三条第一項第五号に該当するものを除く。）

第十四条第四項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号の委託に係る執行伺書には、第二項に規定するもののほか、第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一

イ 目的

ロ 執行予定額

ハ 執行予定額算定の根拠

ニ 代金支払の方法及び時期

二

イ 一般競争入札執行公告案（指名競争入札の場合は、業者選定案及び入札通知案）

ロ 契約書案（契約を変更する場合は、変更契約書案）

第六十条第一項第二号中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

第二百九条第七項を次のように改める。

7 機関の長は、毎会計年度四月一日現在の当該機関に属する出納員、分任出納員（県営競技事務所の分任出納員については、知事が別に定める分任出納員に限る。）及び経理員について、会計管理者に報告しなければならない。

第二百九条第八項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第 1 (第 1 4 条関係)

執行何の決裁及び合議区分

行為区分	決 裁 区 分				合 議 区 分	
	知 事	部 長	副部長	課長及び所長	企画財政部長	財政課長
1 第14条第1項第1号に規定する建設工事の起工(契約変更を含む。)	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億5,000万円 以上	1億5,000万円 未満	3億円以上 <small>(契約変更が当初契約総額の5%以上となる場合は契約変更の累積額が当初契約総額の5%以上となる場合を含む。)</small>	
2 第14条第1項第2号に規定する建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託	1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	1,500万円以上 5,000万円未満	1,500万円未満	5,000万円以上	
3 第14条第1項第3号に規定する委託(契約変更を含む。)		1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	5,000万円以上	2,000万円以上
4 第14条第1項第4号に規定する公有財産の買入れ	7,000万円以上	6,000万円以上 7,000万円未満	5,000万円以上 6,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円以上	
5 4の区分にかかわらず、用地事業特別会計に係る公有財産の買入れ及び土地開発公社に対して公有財産の買入れを委託するものについて、部長の決裁を受け、企画財政部長に合議しななければならない。						
6 歳出予算執行計画書と異なる執行(予算の流用及び予備費充当を除く。)に係る同書、執行しようとする科目に於いて、別表第2に定める区分に於いて決裁し、財政課長及び企画財政部長に合議しななければならない。						
7 重要、異例その他の特殊な執行に係る同書(物品の買入れ(製造の請負を含む。))にあつては執行予定額が7,000万円以上の同書)は、財政課長及び企画財政部長に合議の上、知事の決裁を受けなければならない。						
8 1及び4の区分のうち議会の議決を要するもの並びに7に規定する同書、会計管理者に合議しななければならない。						
9 3の区分のうち500万円以上のものについて、出納総務課長又は土地出納員に合議しななければならない。						
10 1及び3の区分のうち契約変更に係る決裁及び合議について、議決変更の場合は裁前の契約金額によるものとし、増減変更の場合に増額後の契約金額によるものとする。						
11 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続費等に関するものについて、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じた額に置き替えてこの表を適用するものとする。						
12 副部長が置かれていない常設執行組織規則に基づく本庁、教育局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査事務局について、副部長とあるのは「部長」と置き替えてこの表を適用するものとする。						

別表第二第十一項を次のように改める。

11	委託料	係る建設工事に関する設計、調査及び公河並川川の維持管理に連	5,000万円以上	1,500万円以上 5,000万円未満	1,500万円未満	1,500万円未満	△			7,000万円以上	1,500万円以上
		その他	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	△ ◎				
		うち、第50条第1項第2号に規定する費の場合			○	○	◎				

別表第二第十三項中「1億円」を「1億5,000万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十四条、別表第一及び別表第二の規定は、平成三十年度の予算の執行に係るものから適用し、平成二十九年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。